

中国で発生した新型コロナウイルスについて

1 新型コロナウイルスとは

(1) 概要

- ・昨年12月以降、中国武漢市において、新型コロナウイルス肺炎患者が複数報告された。
- ・感染経路については不明だが、野生動物も販売している海鮮市場と関連した症例が多い。
- ・現状では、中国国内でヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではない。

(参考：コロナウイルスとは)

- ・コロナウイルスは、ヒトや動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスで、ヒトに感染症を引き起こすものは、これまでに6種類が知られている。
- ・このうち、重症急性呼吸器症候群（SARS（サーズ））や中東呼吸器症候群（MERS（マーズ））は、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるが、それ以外は感染しても通常の風邪などの重度ではない症状にとどまる。

(2) 主な症状

- ・発熱、全身倦怠感、乾いた咳等。入院患者では呼吸困難も多い。

(3) 予防対策

- ・マスクの着用等の咳エチケットや手洗いの励行。

(4) その他

- ・1月28日、感染症法に基づく「指定感染症」に指定する政令を決定。
- ・今後、患者に対する入院措置（11病院48床）や就業制限、接触者調査等の防疫措置を実施。

2 発生状況

(1) 海外における発生状況（1月27日12時現在、括弧内は死亡例）

中国2,744（80）例、タイ8例、韓国4例、台湾4例、米国5例、ベトナム2例、シンガポール4例、フランス3例、オーストラリア4例、マレーシア4例、ネパール1例、カナダ1例 計2,784（80）例

(2) 国内における発生状況（1月27日現在）

- ・神奈川県1例、東京都2例、愛知県1例 計4例
- ・現在のところ、県内では東京検疫所から当該肺炎を疑う患者または到着客の報告はない。

3 日本及び中国の渡航等に関する対応

(日本)

- ・外務省が「感染症危険情報」について、中国湖北省全域の感染症危険レベルをレベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げた。（1/24）
- ・安倍首相が、武漢市に在留する日本人について、チャーター便の運航などにより帰国させることを表明。（1/26）

(中国)

- ・中国政府は、武漢市の公共交通機関の運行を停止（1/23）
- ・中国政府は、27日から日本を含めた団体の海外旅行を禁止。

4 本県における対応

本県では、武漢市からの直行便はないものの、中国5都市から茨城空港に就航しており、今般発生した新型コロナウイルス関連肺炎について、国と連携しながら状況を注視し、検疫所における水際対策や、県内での患者発生時に備え、早期探知、情報収集、検査の実施に向けた体制を整えるなど必要な対策を講じている。

(1) 医療機関への情報提供, 協力依頼

- ・中国武漢市への渡航歴があり, 原因不明の肺炎患者の診察時には, 呼吸器症状のある患者にサージカルマスクを着用させ, 医療従事者は診察の際に標準予防策を実施する等, 院内での感染対策を徹底するとともに, 管轄保健所に連絡するよう依頼。

(新型コロナウイルス感染症疑い例の定義)

以下の①及び②を満たす場合を「疑い例」とする。

①発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状

②発症から2週間以内に, ア, イいずれかを満たす。

ア 武漢市内を訪問した。

イ 武漢市への渡航歴があり, 発熱かつ呼吸器症状を有する人との接触歴がある。

(2) 厚生労働省東京検疫所鹿島出張所及び茨城空港出張所との情報共有

- ・茨城空港や茨城港(日立港区, 常陸那珂港区), 鹿島港での検疫体制について, 改めて確認するとともに, 今後の対応について情報共有を依頼。

(3) 宿泊施設への情報提供

- ・宿泊者に対する新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに, 発熱かつ呼吸器症状(咳等)の発症時には, 必ず申し出るよう伝えること等周知し, 医療機関の紹介等の支援を依頼。

(4) 県民への注意喚起

- ・県ホームページに, 武漢市から帰国・入国される方へ咳や発熱等の症状がある場合には, 事前に医療機関に連絡したうえで, マスクを着用し, 速やかな受診をお願いするとともに, 風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて, マスク着用等の咳エチケットや手洗い等, 通常の感染対策が重要であることを周知。

5 茨城空港での取り組み

(1) 検疫での取り組み

- ・サーモグラフィーによる監視。
- ・武漢への渡航歴のある人への注意喚起のためのポスターを掲示。
- ・発熱が確認された場合や, 体調不良等の自己申告があった場合には, 武漢市の滞在歴や感染患者との接触歴の有無等を確認し, 医療機関へ受診するよう説明。

(2) 航空会社等の取り組み

- ・中国政府による海外への団体旅行禁止を受け, 各航空会社において今後の運航について検討。
- ・機内アナウンスにて, 咳や発熱等の症状がある場合や, 咳止め剤や解熱剤を服用している場合は, 検疫官に自己申告するよう周知。
- ・日本滞在中の留意事項について記載した「健康カード」を機内で配布。
- ・チェックインカウンター等の空港従事者はマスク着用。

(3) その他

- ・県が, 航空会社, ハンドリング会社など空港従事者向けに, 検疫所からの情報提供の場を提供。
- ・空港ビル事務所では, アルコール消毒液の設置, ビル内テナントへのマスク着用の働きかけ。

6 茨城港(日立港区, 常陸那珂港区)及び鹿島港での取り組み

- ・茨城港(日立港区, 常陸那珂港区), 鹿島港においては, 東京検疫所鹿島出張所が無線検疫を実施し, 船舶代理店を通じて, 来航するすべての船舶が乗組員の健康状態を報告。
- ・体調不良の報告があった場合, 状況に応じて乗船検疫を実施する等, 検疫所と船舶代理店で対応について協議。

7 その他

- ・消防庁, 外務省, 文部科学省, 国土交通省, 環境省, 防衛省において当該肺炎に係る対応実施。